

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	2	府省庁名 農林水産省
対象税目	不動産取得税 固定資産税 その他（都市計画税、特別土地保有税）	
要望項目名	種苗法の一部改正に伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和2年3月に国会に提出された種苗法の一部改正により、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）が実施する品種登録制度関係の業務が拡大され、品種の特性の訂正のための栽培試験及び判定制度のための栽培試験が追加されることとなっている。</p> <p>・特例措置の内容 農研機構の業務として、特性の訂正および判定に係る栽培試験が追加されるため、これらの業務についても、農研機構が現行農研機構法第14条第2項で規定される業務について受けている不動産取得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の非課税措置を講ずることを要望する。</p>	
関係条文	<p>不動産取得税 地方税法第73条の4 固定資産税 地方税法第348条、第349条の3 都市計画税 地方税法第702条の2 特別土地保有税 地方税法第586条</p>	
減収見込額	<p>[初年度] 0 ( - ) [平年度] 0 ( - ) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国の植物新品種に係る育成者権の保護の強化を図り、海外への優良種苗の流出を防止する。併せて、育成者権を活用しやすい権利とするため、育成者権侵害の立証を行いやすくなるよう見直しを図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、栽培試験は、審査の原則的方法に位置付けられて、年次変動や地域変動等による影響を最小限に抑えつつ、出願品種と対照品種とを同一条件下で栽培・比較し、生育の全過程において特性を調査することとされており、その実施には、高度な専門的技術的知見や専用の施設等を有していることが必要とされている。加えて、農林水産大臣の出願品種の登録時の判断に重大な影響を及ぼすものであるため、栽培試験の実施に当たっては、秘密保持や中立公正性の確保が必要とされることから、農研機構種苗管理センターが農林水産省に代わり栽培試験の実施主体とされている。</p> <p>訂正・判定制度のための栽培試験についても、現在行われている栽培試験の枠組みに追加される業務であるから、同様の取り扱いとすることが必要である。</p> <p>なお、現行法上、農研機構が実施する品種登録審査のための栽培試験と今般の訂正・判定制度において実施する栽培試験とは内容自体に何ら変わりはないことから、同制度導入により新たな不動産や固定資産を取得する予定はない。</p>	
本要望に対応する縮減案		
	ページ	2—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>・「未来投資戦略2018」(H30.6.15閣議決定)</p> <p>3. 農林水産業全体にわたる改革</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>1) 農業改革の加速</p> <p>①バリューチェーン全体での付加価値の向上</p> <p>ウ) 知的財産の戦略的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出戦略上重要な種苗の海外流出や防止及び新品種の開発を促進する観点から、種苗の流通監視や適切な利用・管理を進めるための方策や、品種登録制度の充実にに向けた検討を行う。</li> </ul> <p>・「成長戦略フォローアップ」(R1.6.21閣議決定)</p> <p>7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) 農業改革の加速</p> <p>②バリューチェーンにおける改革の推進</p> <p>イ) 知的財産等の保護と水際検疫の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種苗の海外流出を防止し優良品種の持続的な利用が図られるよう、品種登録制度の充実にに向けた検討を進める</li> </ul> <p>・「農林水産業・地域の活力創造プラン」(R1.12.10本部決定)</p> <p>V 具体的施策</p> <p>2. 6次産業化等の推進</p> <p>③ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>優良品種の海外流出の防止に向け、育成者権者が付した国内利用限定等の条件に反した行為を制限できる仕組みや、育成者権者の許諾に基づかない登録品種の増殖を制限する仕組みの創設等を行うため、法制度の整備を進める</li> </ul> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>1 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》</p> <p>1-④ グローバルマーケットの戦略的な開拓</p>
	政策の達成目標	知的財産の保護・活用による農産物の高付加価値化
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	品種の特性の訂正のための栽培試験および判定制度のための栽培試験を行うことにより、育成者権の保護・活用を図る。
政策目標の達成状況		
有効性	要望の措置の適用見込み	農研機構に適用
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	税制上の措置を講ずることで、適切な栽培試験の実施が可能となり、政策目的の達成に資するものである。
ページ		2-2

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	農研機構の業務の財源に充てるために必要な金額を交付（運営費交付金等）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置を講ずることで、予算措置と相まって、適切な栽培試験の実施が可能となり、政策目的の達成に資するものである。
	要望の措置の妥当性	栽培試験の業務は、極めて公共性の高い業務であるから、要望は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成27年度税制改正要望時に、農研機構に独立行政法人種苗管理センターが統合され、農研機構が業務を引き継ぐことに伴う要望を行った。